

## ●給与制度

**基本給** ※原則、1年に1回昇給があります。

試験の種類	主な職種	1年目	2年目	3年目
大学卒業程度	事務、社会福祉、保健師、総合化学、農業、林業、畜産、水産、土木、建築、機械、電気 など	191,700円	199,900円	206,700円
	薬剤師	209,300円	215,600円	221,300円
	獣医師	269,300円	271,600円	273,300円
短大卒業程度	保育士、司書	172,600円	182,800円	191,700円
高校卒業程度	事務、土木	158,900円	165,600円	172,600円

※1年目の額は、令和5年4月1日採用時の給料(基本給)月額

(職種、配属先により、これより高い場合があります。職務経験等のある人は、その経歴に応じて加算されます。)

※2、3年目の額は、それぞれ勤務成績が標準の場合の昇給後の額 ※薬剤師は6年制大学卒の額

**諸手当** ※主なもの 額は月額

扶養手当……………配偶者6,500円、子10,000円、その他の親族6,500円

住居手当……………12,000円を超える家賃の額に応じて、最高27,000円

通勤手当……………自家用車使用の場合、距離に応じて最高50,100円  
公共交通機関利用の場合、運賃相当額の範囲

時間外勤務手当……………正規の勤務時間外に勤務を命じられたとき

特殊勤務手当……………著しく困難、危険といった特殊な勤務に従事したとき

地域手当……………物価等が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給

単身赴任手当……………異動等により単身赴任となった職員に支給

**期末・勤勉手当(ボーナス)**

基本給の4.10月分が、6月期と12月期に分けて支給されます(令和4年度実績)

## ●異動、昇任

- 職種により異なりますが、入庁した最初のうちは、概ね2～3年程度のサイクルで異動し、多様な業務を経験します。その後は、培った業務経験や知識が十分に発揮される人事配置・登用が行われます。
- また、本人の意欲を重視する仕組み(業務チャレンジ支援制度等)や、本人の意向や家庭事情等を考慮した配置も行われます。
- ほかにも、県の組織以外の職場にもチャレンジすることができます。(省庁、民間団体への派遣等)
- 基本的な昇任のパターンは次のとおりです

主事・技師級 → 係長級 → 課長補佐級 → 課長級 → 次長級 → 部長級

## ●勤務時間、休日、休暇

**勤務時間** 8:30～17:15(休憩時間60分)

※勤務場所によって異なる場合があります ※フレックスタイム制や在宅勤務を導入しており、時差出勤も可能です

**休日** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※勤務場所によって異なる場合があります

**休暇等** 年次有給休暇……………年間20日(4/1採用の場合。採用の年は15日)

※主なもの ※繰り越しを含めると最大年間40日。1時間単位での取得も可能!

夏季休暇(有給)……………6月から9月までの期間内で5日間

結婚休暇(有給)……………1週間

出産、育児関係……………次ページ「仕事と子育ての両立支援」をご覧ください。

## ●福利厚生

健康管理……………定期健康診断や人間ドックの受診、メンタルヘルスやハラスメントへの対策、相談 等  
共済制度……………職員やその家族の病気・ケガ・出産時の療養費の給付、育児休業手当金の支給、災害見舞金の支給、退職後の年金の支給 等

貸付制度……………住宅取得・増改築のための資金や、結婚、出産、入学、災害など、臨時に必要とする資金の貸付制度

職員宿舍の貸付……………県内各地に職員宿舍(単身用、世帯用)を設置

レクリエーション……………郷土伝統芸能(しゃんしゃん傘踊り、みつばし踊り、がいな万灯パレード)への参加(県庁連) 等

## ●仕事と子育ての両立支援

子育て等のための休暇が充実しています。

妊娠中	出産	育児、子育て中
<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠起因障害休暇(女) 有給:2週間以内</li> <li>●妊産婦保健指導・健康診査休暇(女) 有給:妊娠期間等に応じて定める回数の範囲内</li> <li>●妊婦通勤緩和休暇(女) 有給:勤務の始め又は終わりの1日1時間以内</li> <li>●妊婦休息・捕食休暇(女) 有給:適宜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産前・産後休暇(女) 有給:産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から産後8週間</li> <li>●育児参加休暇(男) 有給:妻の産前8週間から産後1年までの期間に、出産に係る子又はその子以外の子(小学校就学前)の養育をする場合で、5日以内</li> <li>●妻の出産休暇(男) 有給:3日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児時間(男・女) 有給:子が1歳6ヶ月に達するまで、1日2回各45分以内</li> <li>●育児休業(男・女) 無給:子が3歳に達するまで ※1歳に達するまでの間、手当支給あり</li> <li>●育児短時間勤務(男・女) 一部減額:子が小学校就学の始期に達するまで</li> <li>●子の看護休暇(男・女) 有給:子が中学校を卒業するまで、子1人につき5日以内(子が2人以上の場合10日)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●部分休業(男・女) 一部減額:子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内</li> <li>●子育て部分休暇(男・女) 一部減額:子が小学校1～3年生で、1日2時間以内</li> </ul>		

●このほかにも不妊治療休暇(有給:10日以内)、フレックスタイム制、深夜勤務や時間外勤務の制限などの制度があります

## ●研修・育成制度

**新規採用職員研修**

採用1年目には、鳥取県職員としての役割、必要となる知識やスキルを段階的に学んでいきます。

4月 基礎研修(7日間)	6月 体験研修I(1日)	10月 フォロー研修(2日間)	随時 体験研修II(3日間)
県職員として必要な基礎的な知識・実務などを習得します	県内視察、施設見学などを行います	職場での実務経験を踏まえたフォローアップを行います	民間企業等で職場体験研修を行います

**職場でのサポート**

それぞれの配属先で、新規採用職員一人一人に先輩職員が新採OJT担当者・新採サポーターの2名体制で付き、実務を通じた指導・日常生活やメンタル面のサポートを行います。もちろん職場全体でバックアップするので、安心して業務に取り組むことができます。

**専門機関等での研修**

配属先や各職種に必要な業務に関する知識や能力を習得するため、庁内及び庁外の各専門機関・団体等が実施する研修等にも、積極的に参加することができます。

※2年目以降にも、段階に応じて必要な研修を数多く用意しています。  
※自然災害や新型コロナウイルス感染症対策等に併い研修日程や実施方法は変更となる場合があります。

